

平成 19 年度第 3 回臨時会

町田市教育委員会会議録

- 1、開催日 平成 19 年 (2007 年) 10 月 26 日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 富 川 快 雄 |
| 委 員 | 名 取 紀美江 |
| 委 員 | 井 関 孝 善 |
| 委 員 | 岡 田 英 子 |
| 教 育 長 | 山 田 雄 三 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委 員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | |
|---------------|---------|
| 学校教育部長 | 安 藤 源 照 |
| 生涯学習部長 | 荒 木 純 生 |
| 教育総務課長 | 老 沼 誠 |
| 教育総務課管理主幹 | 馬 場 昭 乃 |
| 施設課長 | 金 子 敬 |
| 施設課主幹 | 梅 村 文 雄 |
| 学務課長 | 松 村 信 一 |
| 指導課教育センター担当課長 | 田 原 克 人 |
| 指導課副参事 | 飯 島 博 昭 |
| 指導課主幹 | 田 後 毅 |
| 統括指導主事 | 澤 井 陽 介 |
| 社会教育課長 | 天 野 三 男 |
| 社会教育課市民大学担当課長 | 砂 田 勉 |
| 図書館市民文学館担当課長 | 守 谷 信 二 |
| (町田市民文学館長) | |
| 博物館副館長 | 畠 山 豊 |
| 公民館長 | 落 合 忠 繁 |

公民館主幹	石 井 健 一
ひなた村主幹	谷 澤 繁
大地沢青少年センター所長	深 澤 泉
国際版画美術館副館長	藤 川 満 正
書 記	小 針 敏 男
書 記	福 元 貞 栄
速 記 士	大 前 むつみ

(マキ朝日データサービス)

6、提出議案

委員長選挙

7、傍聴者数 5名

8、議事の概要

午後3時30分開会

委員長 ただいまより第3回臨時教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は岡田英子委員です。

まず、日程の一部変更を申し上げます。日程第2の教育委員会委員長選挙でございますけれども、委員長選挙につきましては、協議事項終了後、一たん休憩に入り、非公開で審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、その際には関係者だけがお残りいただきたいと思います。

それでは、以下、日程に従って進めてまいります。生涯学習部長から発言を求められておりますので、まず、発言を許可いたします。

生涯学習部長 本日、市長から委員長あてに、「町田市民文学館の所管について」通知が来ております。お手元にご配付しております、その内容につきましてご報告いたします。

文章を読み上げます。

町田市民文学館の所管について。2007年8月23日付け、07町企行第446号にて文化、スポーツ行政等の推進体制について意見をお伺いしました。

その中で、町田市民文学館を市長が所管することを提案しましたが、町田市民文学館については引き続き教育委員会で所管していただくよう内容を変更いたします。

以上の内容です。

委員長 生涯学習部長の報告は終わりました。

市長から、組織変更の提案内容について一部変更する旨の通知があったという報告でございます。したがって、これに伴って文学館の移管が見送られることのようにあります。ご存じのとおり、文化、スポーツ行政等の推進体制について、2回の定例教育委員会の審議、そして各附属機関からの意見聴取を行ってまいったところであります。また、その中で市長提案内容も十分に検討してまいりました。また、一昨日は市長との懇談を行い、直接、今回の提案の意図につきまして市長のお話を伺ってまいりました。そこで、これら一連の検討結果を踏まえて、きょうは市長から出ております文化、スポーツ行政等の推進体制についての意見を伺うという内容について教育委員会としての意見集約を行っていきたいと思います。これでよろしいでしょうか。 それでは、意見集約を行ってまいりたいと思います。

では、教育長から意見書案についてご説明を願いたいと思います。

教育長 それでは、2007年8月23日に市長から照会のありました、文化、スポーツ行政等の推進のための組織改正案に対する教育委員会の意見といたしまして、教育委員会の会議でのこれまでの議論、また各施設の附属機関の意見、そして先日の市長との懇談などを踏まえて整理をいたしましたので、案ということでご提案を申し上げます。

意見は6項目に取りまとめさせていただきました。

まず第1点目ですが、第1に、「組織改正にあたっては、教育機関が持つ事業の自主性、専門性、継続性が発揮されるようご配慮願います。」という意見です。これについては、国際版画美術館などは、組織規則上、教育機関でなくなるため、教育機関の持つ特性が継続されるかが懸念されますが、組織改正の目的が施設の設置目的を直ちに変更するものではありませんので、現状のあり方を継続されることを求めるものでございます。

第2に、「国際版画美術館、博物館の施設目的である「市民の学習の場」としての機能の充実をお図り願います。」という意見でございます。移管される教育機関は、文化施設の側面だけでなく、市民の学習の場である生涯学習施設としての役割を担っていますので、文化振興面を強調する施策のもとで、市民の学習する場としての役割の後退が懸念されます。しかし、従来においても、文化施設か生涯学習施設かの固定的な位置づけをもって施設は

運営されていませんので、今後、両面の活動が強化されることを求めるものでございます。

第3に、「組織改正を契機に博物館の従来からの懸案であった美術工芸部門と歴史部門を分離し、両部門の施設が将来的にそれぞれ整備されることを要望します。」という意見です。これにつきましては、現在の博物館は、ガラス、陶器、大津絵といった美術作品の展示活動のほかに、歴史・民俗資料の展示・普及活動を担っています。移管に伴い、博物館の収蔵する多くの歴史・民俗資料と歴史系の展示・教育普及活動を文化振興施策の中で十分展開されるのか懸念されます。町田市においては、歴史・民俗の通史的な常設展示及び教育普及施設がない状況でありますので、組織改正を契機に従来の博物館機能を整理し、美術工芸部門と歴史部門としての機能を分離し、それぞれの機能を発揮する施設が設置されることを要望するものです。

第4に、「青少年委員制度及び青少年施設であるひなた村及び大地沢青少年センターで実施している青少年教育事業が子ども生活部の施策に十分に反映できるようご配慮願います。」という意見です。これについては、ひなた村及び大地沢青少年センターでは、社会教育課の青少年教育担当とともに、子ども生活部と連携しながら、青少年教育事業を推進しています。子ども生活部移管により、青少年教育の視点が失われることが懸念されますので、青少年委員、ひなた村、大地沢青少年センターなどで今まで培った青少年教育事業が子ども生活部の施策に強く反映されることを求めるものでございます。

第5に、「文化・芸術振興計画及びスポーツ振興計画策定にあたっては、教育委員会の意見を反映できるようご配慮願います。」という意見です。この点については、教育委員会においても、文化・スポーツに係る事業は積極的に展開しています。今後策定される文化・芸術振興計画、スポーツ振興計画には、教育委員会の意見も反映させたコンセプトや重点施策が明確になることを求めるものです。

第6に、「青少年施設等における市内小中学校生徒の利用について、特段のご配慮を願います。また移管する施設において小中学生を対象として実施してきた事業については、これまでの成果を評価し継承をお図り願います。」という意見です。学校教育と移管された施設との連絡・連携が疎遠になる懸念がありますので、教育委員会と市長部局の連携を一層図る必要があります。そこで施設の利用や、各施設で実施してきた児童・生徒を対象にした事業の継承と発展を要望するものです。

以上の6点ということで、教育委員会の意見案をまとめさせていただきました。それぞれの委員さんのご意見を承れればと思います。

委員長 以上で教育長の説明が終わりました。

説明の中にありましたように、従来からの経過を踏まえて、市長あての意見集約をこの6点にまとめたということです。そして、この6点について今日のこの会で意見集約を決定したいということであります。各委員からのご意見、ご質問等をひとつ受けていきたいと思えます。教育長は今6点一括して説明していただきましたけれども、1つひとつについて審議をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず、第1項目ですけれども、「組織改正にあたっては、教育機関が持つ事業の自主性、専門性、継続性が発揮されるようご配慮願ひます。」とまとめられておりますけれども、これについてまず何かご意見その他ありましたらお願ひします。

岡田委員 特に博物館、それから国際版画美術館などの施設の場合は、施設の目的として市民に対する展示以外に、研究、収集品の保存といった目的があるわけです。そういった点に關しまして、今の博物館、国際版画美術館の継続中のコレクションを十分に評価していただいて、また、この点に關しましては、ほかの美術館等への貸し借りの場合にも高く評価されているものを保存して、現在保持しておりますので、そのところを高く評価していただいた上で、この事業の自主性及び専門性、継続性、特にこの3点を強調して尊重していただけるようお願ひしたいと思えます。

文言に關してどうまとめていいのかわ、今きちんと整理されていないような発言になりましたけれども、趣旨としては現在の活動の成果、現在持っているコレクションに対する評価をきちんとしていただきたいということです。

委員長 発言の趣旨は、現在、国際版画美術館並びに博物館が現在まで積み重ねてきた活動の成果、あるいは貴重なコレクション、それらのものについてきちんと評価をし、その上で、自主性、専門性、継続性が発揮されるようにという文言をここに加えてほしいということですね。

ほかの皆さん、この件についてはいかがですか。

井関委員 表現が難しいのですが、これで岡田委員は不十分ということでしたら、それを追加されればいいのではないかと思えます。

委員長 それでは、お2人もそういう意見なのですけれども、今岡田委員がおっしゃったことを復唱します。国際版画美術館、博物館が従来積み重ねてきた諸活動並びにその所蔵している貴重なコレクション等の成果を評価する。「評価」という言葉を入れるという趣旨で、後で文言整理しますけれども、それをここに挿入するということによろしいでしょ

うか。

岡田委員 はい、お願いします。

委員長 それでは、1番についてはそのような修正を……。

生涯学習部長 今、岡田委員からご発言がありました収蔵品やコレクション等、また、活動の成果を踏まえるということですが、今回の文言の中では、教育機関が持つ事業の継続性ということで一応そういったものを踏まえているつもりです。ですから、あえてこういったことをさらに強調してほしいという意味合いで理解させていただいて、文言整理すると理解してよろしいですね。

委員長 そうということですか。強調したいということですかよね。

では、文言整理は後でということですが、1番はそのようにしておきます。

2番、「国際版画美術館、博物館の施設目的である「市民の学習の場」としての機能の充実をお図り願います。」これについて何かございますか。

井関委員 2番については、ほかのも全部含めまして、市長の提案に対して小さな注文をつけているけれども、全体的にはこの文面から見れば、どうぞおやりくださいというふうにとれるのですね。この間の市長のお話などでも、市長が今回の組織改正をやる最大の目的は、今年の6月に成立しました地教行法の改正には関係なく、それ以前の考えで地域の活性化のためにやるということだったのですけれども、もう文化政策が、文化財の保護から創造するという方へ変わってきて、従来の文化・芸術のまちづくりにとどまらず、市民の持つ潜在能力を引き出して、地域を主体とする政策運営ができるようにするというところにだんだん変わってきているのではないかと思うのです。

その1つの例として、当たっているかどうかわかりませんが、選挙において適正な人を選べる能力を身につけるといことが入ってくる。そのようなことで、何を目的にしているか計画ではっきりしないと、どういう体制でやればいいかがはっきりしてこないと思うのですね。ですから、やはり国際版画美術館、博物館の施設目的を考えて、市長も文化・芸術振興計画をつくると言っておられますので、それを策定されてから、それを待って判断するとか、あるいはそれまで待ってほしいとか、そのようなニュアンスが入るといいなと思います。

むしろそのままやっているとこの文面から見て、いいのですねということで市議会に対して提案をする。それで、市議会がまた法律に従って教育委員会に聞いてきたときに、やっぱりだめよという否定的な意見が出ると、市長にしても、議会で提案を修正なり否決

された場合打撃が大きいのではないかと思いますので、そのニュアンスを何か入れるようにしていただければいいと思います。

委員長 今の井関委員のお考えについて、教育長、何かありますか。

教育長 この間の懇談の中でお話をして、市長は今までの活動は継続されるのだというお話もしていましたので、文化・芸術振興計画ができるまで待ってくれと言うと、極端に言うと、この回答についてはノーということになりますよね。だから、それはなかなか難しいのかなと思います。懸念される点については、とにかく継続はする、調査研究ももちろん必要なのですということはおっしゃったので、ただ専門性を今後も発揮してもらいたいということをして「施設目的である」と言う、これが最大目的にとらえられますから、「施設目的の1つである」と入れることは可能かだと思います。社会教育施設には間違いないので、「生涯学習の場としての機能の充実をお図り願います。」ということを入れることでどうなのかなと思いますが。

委員長 井関委員のおっしゃったことは、何の計画で……。

井関委員 国際版画美術館と博物館に限って、この2番に関してです。だから、ほかのことがいけないというのではなくて、この2つについて文化・芸術振興計画でどのような体制でやればいいのかということがはっきり はっきりしなくても、途中でいいですけども、そうすると、こっちの体制がいいのだなということがはっきりわかって判断できるという感じがしますので、それまで待ってくれないかとか、待ってほしいとかいうようなニュアンスです。

委員長 そういう文化・芸術振興計画ができるまで、そのときの様子を見て、それからこの機能の充実を図ってもいいのではないかというニュアンスをここの中に表現してほしいということですね。

井関委員 もっと追加しますと、教育基本法が2006年、去年の12月に成立しているわけですけども、関連法案の改変は全部済んでいるわけではないと思うのです。まだ幾つか出てくるといいますから、それらの動きも見る意味で、少し待ってもいいのではないかという意味です。

委員長 それに対して教育長の方からは、市長の考え方としては従来のこの事業の自主性、専門性、継続性はそのまま引き続くというニュアンスに受けとめている、だから、あえてこのニュアンスの表明は入れなくてもいいのではないかということですね。ほかの委員さんはいかがですか。

井関委員は、今の教育長のお答えではまだすんなりと理解はできないということですか。

井関委員 そうですね。正直なところ、はっきり言って、本当にメリットが納得いけばそれはいいのですけれども、そこまでいかないから、何か考えてくれませんかという意味のことを入れておきたいということですよ。考えた上でやりますよというのだったら、それは別に問題ないのしょうけれども。実質の権限は市長がお持ちですから。

教育長 これは懇談の中でも、市長の方からは国際版画美術館や博物館、文学館については見送るということですから触れませんが、それぞれの施設を活性化するとともに、市としては都市計画、経済観光、そういうものとの結びつきを強化したい。市長が責任を持ってそういうものを総合的に考えていきたいのだという意味合いで、やはりスピードも重視しているのかなと思います。井関委員のご意見は、率直に言ってしまえば、まだ時期尚早ではないか、もうちょっと先に送らせてくれないかという意味だと思います。そういう話は確かに懇談の中でもしたわけですが、市長としては施設そのものを活性化するのはもちろんだと、今までやってきたことはもちろん大切にしていって、美術館などは学芸員によるところも大きいわけですから、学芸員の調査研究も継続していく。その上で、これから、特にまちづくりの関係でバスの問題や経済的なもの、産業、そういうものを総合的に結びつけたときに、教育委員会にあるよりは市長部局にあった方がスピードその他の点で望ましいということだと思っておりますが、それは地教行法の改正の前から考えていたという趣旨でありました。市長がそういうことで力を入れていきたいということですので、岡田委員が言われた今までの成果などはぜひこれからも尊重してほしいということで意見としては集約したいと思います。

委員長 つまり、この文案のとおりで集約をしたいということですね。

教育長 ええ。文案に書き加えるのはいいのですが、計画ができてからというところでは.....。

委員長 つまり、ある意味では市長のおっしゃっている活性化のためのスピードに対して、そのスピードを弱めるような形のニュアンスはということですね。そういうことなのですけども、ほかの委員さんはいかがですか。

岡田委員 井関委員のおっしゃるように、確かにこの2館に関して市長部局の方に移って、どのように変わっていくのかというところははっきりとはまだわからないわけですが、それに対しては、それは教育委員会にあっても同じではないかという感覚でお話をされていたわけなのですね。要するにまちづくりということで考えたときに、もっとたくさんの

人が利用できる形に持っていきたいということがメインのポイントとなっているように思われました。

私自身としては、やはりはっきりしてからの方がいいのかなとも思いましたけれども、今回、この推進体制という全体的な1つの事業としてまとまって見たときには、ここだけ残しておくのもまた難しいことになっていくのかな、市政全体で見たときにどうなのかなということもあります。教育委員会としても、この国際版画美術館、博物館がこれからどういったコンセプトで運営されていくのかは大変気にかかる場所ですので、そうした部分に関しては見届けていきたいという思いは大変ありますけれども、移管されてしまうことに対して、今それが無理だとも言えないかなと思います。

委員長 生涯学習部長、意見集約の中で、今、教育長から説明があった案ですけれども、審議の中でこんな意見もあったということを別添で添えることは可能なのですか。やっぱりこれはこれでまとめて回答した方がいいわけですか。

生涯学習部長 この法定協議に対しまして、回答の様式というものはありません。ですから、何らかの形で教育委員会の意見なり意図をさらに明確にするために、それぞれ工夫した回答の仕方はどういう形であってもよろしいかなと思います。

委員長 わかりました。

それでは、私としてはこれをこのように考えたいのですが、一応教育長からもそういう説明がありましたし、井関委員、岡田委員からもそれぞれご意見がありました。とにかく今はこの文案を生かしておいて、後の工夫の中で、よく裁判の判決などでも少数意見でこういうのがあったと添付されますけれども、そのような形で、少数とか多数というのではなくて、こういう意見もあったということをごこのところに附帯をするという形で処理をしていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。では、第2項目めはそのように対応させていただきたいと思っております。

第3点、「組織改正を契機に博物館の従来から懸案であった美術工芸部門と歴史部門を分離し、両部門の施設が将来的にそれぞれ整備されることを要望します。」となっておりますけれども、これはいかがでしょうか。これは従来の検討とか、あるいは話し合いの中でもお互いに相互理解した部分ではないかなと思うのですが、よろしいですか。

岡田委員 ここに関して文言の訂正や修正ということではないのですが、とりわけ歴史部門に関しましては、小・中学校の教科との関連が大変に深いと思われまますので、特に町田の歴史、あるいはそれ以外のところでも、縄文時代の遺跡があったり、これから

博物館でやっていただく能の展示にいたしましても、小・中学校の教科に大変関連が深いものです。一層の小・中学校との連携、要するに教育委員会との連携ということになりますけれども、深めてやっていただきたいと望んでおります。文言に訂正、あるいはつけ加えることは要望いたしませんけれども、その点、ここで申し述べたいと思います。

委員長 では、それもさっきの2番と同じように附帯意見という形で、考え方として述べておきたいと思います。

教育長 今の点は、抽象的なのですが、6番目で移管する施設、博物館でそういう事業や、国際版画美術館では小・中学校の作品展というものを考えています。それから、スポーツでは子どもマラソン大会、それは例示はしていないのですが、そういう意味なものですから、もしどうしてもというなら、その6番のところでは具体的には例示をするかしないかなのかと思いますが。

委員長 「小中学校を対象として実施してきた事業」という……。

教育長 ええ。その中に含んではいるつもりなのです。

委員長 ただ、今、岡田委員がおっしゃっている歴史の部分と小・中の教科との関連というのは、従来は必ずしも積極的に行われてはいなかった部分ですね。ですから、このところで強調したいということだったと思います。よろしいですか、教育長。そういう意味合いでのご意見だったのですけれどもね。 では、3番についてはそのように取り扱いをしていきたいと思います。

4番、「青少年委員制度及び青少年施設であるひなた村及び大地沢青少年センターで実施している青少年教育事業が子ども生活部の施策に十分に反映できるようご配慮願います。」はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 では、4番についてはこのとおりとしておきます。

5番、「文化・芸術振興計画及びスポーツ振興計画策定にあたっては、教育委員会の意見を反映できるようご配慮願います。」。先ほど井関委員も、2番に関してこのところと関連されたご意見でしたけれども、さらにありますか。よろしいですか。

井関委員 はい。

岡田委員 市長から一番最初にいただいたこの所管に関する通知、推進体制についてという8月23日付でいただいた一番最初のところにも、町田市民が楽しむことはもちろん、市外からも多くの方が足を運んでいただけるようなということを念頭に置かれて、文化・芸術振興計画及びスポーツ振興計画を立てておられると思います。ここに教育委員会の意

見ということだけでなく、やはり町田市というのは住宅地、ベッドタウンとしての性格が強い町だと思います。ですので、市外の方というよりは、やはりあくまでも、市民には限らなくていいのですけれども、近隣の方が繰り返し足を運んでくださるような文化・芸術、あるいはスポーツという観点を失わないでほしいと思います。そのあたりのところでですね。

ですから、2番のところに「市民の学習の場」と書かれているところでも、地元優先という言い方はまたよくないと思うのですけれども、あくまでも住んでいる人たちにとって繰り返し楽しんでいくことのできるような計画という、文言はまた整理していただけるかと思うのですけれども、要するに1つのイベントがポーンと上がって、それにたくさんの人がワーツと押し寄せるようなものではなくて、継続性、永続性のある計画に持って行っていただきたいと思います。

委員長 つまり、ここで書かれている教育委員会の考え方もそれがあるとすれば、改めて挿入しなくても、「教育委員会の意見も反映」ということだけで間に合わないでしょうか。つまり、教育委員会の中で今おっしゃったような精神で意見を持てば、改めて挿入しなくてもいいのかなと思います。それから、今おっしゃった市民というのは町田市民という意味ではなくて、いわゆるシチズン、一般の方々という解釈で教育委員会はいいいのかなと思うのです。ですから、市内外といったことに一々触れなくても、市民で一般の方々がということですよ。

岡田委員 はい。要するに余り商業的な方向に偏らないように、やはり公共の行政がやることですので、そこら辺のところを踏まえてお願いしたいなということですので、今、委員長がおっしゃったように、教育委員会の意見ということでもいいかと思います。

委員長 つまり、教育委員会がそのような基本的な考え方をしっかり持って意見具申をしていければいいかなと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

ほかにございますか。 よろしいですか。

では、6番目、「青少年施設等における市内小中学校生徒の利用について、特段のご配慮を願います。また、移管する施設において小中学生を対象として実施してきた事業については、これまでの成果を評価し継承をお図り願います。」ということです。これはいかがでしょうか。

名取委員 今まで実施してきた事業というのは、例えば国際版画美術館における作品展ですとか、子どもマラソンですとか、そういうものを全部含めてということですか。

教育長 そうですね。前の方は施設の利用について配慮を願いたいということです。例えば中学校の連合陸上は指導課の方の予算でやっているわけですが、野津田の陸上競技場を優先に使わせてもらう。学校ですから、1年前に予約を入れませんと課程が組めませんよね。あるいは川上村にしてもそうだと思いますが、移動教室を優先的に入れさせてもらわないと、なかなか教育活動がうまくいきませんから、施設はそういう意味です。後の方は、事業ですから、羅列するとあれですけども、大きなものとしては作品展、こどもマラソン、そういうものを考えています。それはぜひ継承願いますということです。

委員長 つまり、従来どおりの、あるいはそれ以上ということもあるかもしれないけれども、それを継承したい、今までやってきたことはきちんと評価をしたい、そういうことですよね。名取委員、よろしいですか。

名取委員 はい。

委員長 ほかの皆さん、いかがですか。 では、6番目はそういうことで了承ということですか。

ではもう一度、1点目から6点目までを総括いたしますと、1点目につきましては、現在まで積み重ねてきた活動、あるいは市内外からの貸借も含めて、膨大な、そして貴重なコレクションを評価してという意味合いの文言をこの中に挿入する。1についてはそのようにしていきたいと思います。

2番については、原文はこのとおりで、どういう表現にするかわかりませんが、文化・芸術振興計画の策定を待って進めてもいいのではないかという意見もあったということをおききたいということです。これは後で事務局と相談した形で行いたいと思います。

4番、5番、6番についてはご意見をいただきましたけれども、基本的な精神はこの文言の中に含まれていると理解をして、このとおり策定をしていきたいということによろしいでしょうか。

では、休憩します。

午後4時09分休憩

午後4時10分再開

委員長 再開します。

教育長 今、6番で小・中学校の施設利用や今までやってきた事業を継続してもらいた

いというお話なのですが、それだけだと、施設利用と事業だけと狭く解釈されるおそれがあるので、学校との連携はこれまで以上に強化してほしい、進めてほしい。施設として事業をやっていないけれども、例えばこれから国際版画美術館から学芸員を派遣してもらって、図画の時間に出前授業をしてもらう、それは今やっていないから事業と認められないとなると困りますから、幅広い意味で7つ目を 文言をどうするかは別として、今は同じ教育委員会内でやっていますから、何か起きたときに割合スピーディに柔軟にやってもらえますが、やはり市長部局一個になると疎遠になるおそれがあるので、学校との連携は今まで以上に云々とか、何かそういうものを入れさせてもらえたらいいかなと思います。

委員長 今、休憩中に教育長と両部長との話の中で出てきたのですが、7番目を新たに起こして、いわゆる施設利用の事業以外に、小・中学校教育との連携を従来以上に積極的かつ強力に進めていくというニュアンスの表現を新たに起こすということです。

教育長 特に例としては、中学校の部活動などで指導員をスポーツの各連盟加盟の人にお願ひするとか、いろいろな面で学校は今、先生以外で授業に入ってきていますから、それは施設利用でもないだろうし、施設がやっている事業でも、狭く解釈するとないので、その意味合いを含めて何か1項入れておいた方がいいのかなと思いました。

委員長 そういうお考えです。これは異存はないですね。よろしいですね。 では、改めて申し上げます。

1番から7番までを全体としては推進体制について市長への意見集約として提出したいと思いますが、今ご意見の出ました細かな内容の文言整理、字句の修正、加除等については委員長にお任せいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 それでは、協議事項1の文化、スポーツ行政等の推進体制については以上で終了いたします。

協議事項2、「町区域の新設に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定についてを審議します。

教育長から説明をお願いします。

教育長 それでは、「町区域の新設に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について、市長から委員長あてに協議書が来ておりますが、まず、それについて読ませていただきます。

現在、市長部局都市計画部都市計画課において、木曽地区の住居表示事務作業を、2007年12月1日実施に向けて行っているところです。住居表示の実施に伴い町区域が新設となることから、当該区域内に存する施設の所在地等が変更されることとなります。

当該施設の所在地等が条例に規定されている場合、各所管で条例の一部改正が必要となりますが、この改正を一括して行うための「町区域の新設に伴う関係条例の整理に関する条例」を平成 19 年（2007 年）第 4 回町田市議会定例会へ上程を予定しております。（この条例は、公布の日から施行し、平成 19 年 12 月 1 日からの適用予定です。）

つきましては、町田市立学校設置条例に規定されている該当所在地を、「町区域の新設に伴う関係条例の整理に関する条例」により改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会のご意見を賜りたくよろしくお願い致します、というものでございます。

次のページに条例案がありますが、その次のページの方がわかりやすいかなと思います。新旧対照表で、忠生第三小学校と木曽境川小学校です。右側が改正前で、忠生第三小学校の所在地については町田市木曽町 1,061 番地、木曽境川小学校は木曽町 1,815 番地 6 というのが現在の所在地です。それを住居表示に伴いまして、忠生第三小学校については木曽東三丁目 11 番 3 号、木曽境川小学校は木曽西一丁目 9 番 1 号に改めます。ほかにもいろいろ関係するものがあるので、一括してやりたいのでどうでしょうかということです。したがって、教育委員会としては了解しましたという回答になるかと思えます。

委員長 説明は以上です。

もし質問その他ありましたらどうぞ。 よろしいですか。町区域の新設に伴う関係条例を一括して行いたいということで、事務的に処理してよろしいことだと思いますので、以上、協議をして、それを承認するという事に決めます。

以上で協議事項を終了します。

休憩いたします。

午後 4 時 17 分休憩

午後 4 時 20 分再開

委員長 では、再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

委員長 以上で平成 19 年度第 3 回臨時教育委員会を閉会いたします。

午後 4 時 22 分閉会